

好評  
発売中！

全国の書店  
Amazon などで  
お求めください！



## トレーラの弾力運用

今回は弊所のお客様からいただいたご質問をもとに、トレーラ運用を行っている運送事業者にとってぜひ知っておきたい制度を解説します。※実際の事例をアレンジしています



A社

全国に複数の営業所を持つ運送事業者。ウイングトレーラの運用をメインで行っている。

### 長距離輸送案件で、輸送途中の営業所の車庫内にトレーラを一定期間駐車する場合、「車庫飛ばし」に当たりますか。

当社には関西営業所（大阪）、中部営業所（長野）、関東営業所（埼玉）があります。現在は関西営業所で受注した長距離輸送案件（例えば、関西→関東）は関西営業所単独で行っていますので、ドライバーの労働時間が長時間化することが常態化しています。そこで、下記のように中部営業所を経由してドライバーの負担を軽減したいと考えています。関西営業所に所属するトレーラが中部営業所の車庫内に一定期間存在することになる場合、「車庫飛ばし」として指摘される可能性はあるのでしょうか。

関西営業所で受注した長距離輸送案件  
(関西→関東)の場合

01 トラクタとトレーラで中部営業所まで輸送する

03 トレーラ（貨物積載状態）は中部営業所に駐車。関西営業所所属のトレーラが中部営業所の車庫内に一定期間存在することになる

04 数日後、関東営業所のドライバーがトラクタのみで中部営業所に向かう

関 西

02

トラクタとトレーラを切り離しドライバーはトラクタのみで関西営業所に戻る

中 部

05 当該トレーラ（貨物積載状態）をけん引して、関東の配達先に輸送

関 東

A



### 一定の条件下では「車庫飛ばし」に当たりません。

運転者、車両の柔軟な運用を認めることで、貨物自動車運送事業者における運転者及び車両の配置管理の負担軽減を図る通達が発出されています（令和6年8月30日）。

ポイントや留意点を詳しく解説します。

### 押さえておこう！7つのポイント

一般貨物自動車運送事業者が、一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者または事業用自動車の移動を実施する場合には、以下の運用方針により行うことができます。事業用車両を移動する場合、事業計画の変更届、変更登録の申請は不要です。

ポイント1

認められる期間

「一定期間」は、30日以内とし、連続した本通達の適用は認められません。また1年間で本通達の適用を実施する上限は120日間です。

ポイント2

### 同時に移動する運転者数、車両数

同時に同一営業所から移動する運転者数、車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数、配置車両数のそれぞれ5割を超えてはなりません。

（例）A営業所→B営業所に事業用車両10台を移動させる場合

〈移動させることができるケース〉

B営業所に事業用車両25台がある場合、  
移動後のB営業所の所属車両は35台（4割増加○）

〈移動させることができないケース〉

B営業所に事業用車両15台がある場合、  
移動後のB営業所の所属車両は25台（6.6割増加×）

ポイント3

### 運転者、移動車両に係る情報の共有

移動元営業所から移動した運転者（以下「移動運転者」）、移動車両に係る必要な情報※が、移動時に移動先営業所に共有される必要があります。

※移動運転者の運転者等台帳、指導及び監督の実施に関する記録、健康状態に関する記録、点呼の記録、業務の記録、運行記録計による記録、移動車両の自動車検査証（券面記載情報）、点検整備記録

ただし、④の「運行管理」をすべて移動元営業所で行う場合、移動運転者の運転者等台帳、移動車両の自動車検査証（券面記載情報）を移動時に移動先営業所に共有すればよいものとしています。

ポイント4

### 運行管理

「運行管理」は、原則、移動元営業所で行うものとしていますが、移動先営業所において運行管理業務の履行補助（点呼等）を行うことが認められています。後者の場合、移動先営業所は、その状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有してください。

ポイント5

### 整備管理

「整備管理」は、原則、移動元営業所で行うものとしていますが、移動先営業所において整備管理業務の履行補助（日常点検等）を行うことが認められています。後者の場合、移動先営業所はその状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有してください。

ポイント6

### 移動期間、移動車両を特定する情報の保存

移動車両の状況を容易に把握できるよう、移動期間、移動車両を特定する情報（自動車登録番号等）を関係する営業所において直近1年間保存してください。

ポイント7

### 業務の明記と責任の所在

上記各号に係る業務については、その対象営業所や運行管

理、整備管理の方法について、運行管理規程及び整備管理規程に明確に定める必要があります。また、移動運転者に関する運行管理の責任、移動車両に関する整備管理の責任は移動元営業所が負うものとしています。

### 違反した場合

監査等により、上記（ポイント）のいずれかに反する事実が確認された場合には、違反営業所に対し、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分等が厳正に行われます。

※貨物自動車運送事業法第33条

（中略）六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

### 留意点

- ①移動先営業所が不利益処分により事業計画の拡大ができない期間においては、本通達は適用できません。
- ②異なる営業所のトレーラを連結させる運用のため、特殊車両通行許可、連結検討がなされているかを確認する必要があります。

### 特例を利用して運転者の労働時間改善を図りましょう

全国に複数の営業所があり、かつトレーラの運用を行っている運送事業者は積極的に本通達の特例を利用することで、運転者の労働時間削減につなげることができます。

細かい話となってしまいますが、本特例を使用した場合でも傍から見れば、管轄外ナンバーの車両が駐車されており、「車庫飛ばし」を疑われます。万が一運輸支局担当者の調査を受けたとしても、特例を利用して適切に事業が行われていることを証明できるように、「ポイント6」の資料をしっかりと管理しておきましょう。

佐久間の部屋

## ネット詐欺に注意！

先日、私の母親がネット詐欺被害にありました。本人は恥ずかしさのあまり、私に詐欺被害にあったことを伏せており、発覚が1ヶ月程度遅れました（笑）。

母は最近猫を飼いたいという願望があったのですが、世話をするのが大変なこと、長期間家を空けづらいことを理由に私が反対しておりました。そこで、母親はAIを搭載した猫のおもちゃ、いわゆる「AI猫」を購入することに決めたそうです。そんな中、ネットの広告欄にて「AI猫」を見つけました。価格は8,000円で、広告によると「AI」が搭載されており、接する時間によってだんだん飼い主に懐くそうです。母は広告を見た瞬間に購入を決め、即入金。数日後に届いたのが写真の猫の

おもちゃです。

実際に電池を入れて、スイッチを押すと、「3歩進む」「2歩下がる」「ニャンニャン鳴く」だけのなんとも滑稽なおもちゃでした（笑）。

その単純な動作の繰り返しは、「AI」とは程遠く、3歳児が喜ぶ程度の単純なおもちゃだったので…。詐欺グループもさすがに後ろめたさを感じたのか、なんと同じ猫のおもちゃを3体も送つてきたのです!!

途方に暮れていた母親のもとに救世主が現れました。それは私の息子（3歳）です。母親が住む実家に息子と一緒に遊びに行った際、息子がこの猫のおもちゃを気に入り、母親に「ちょうどいい」とおねだりするじゃありません

か。母親はとっても喜んで快諾し、しまいには「孫の笑顔が見られるならば、8,000円で元が取れた」と言い出す始末です。

詐欺にあったという話を横で聞いていた息子はあろうことか、この猫のおもちゃを「詐欺猫ちゃん」と名付けました。おそらく、いや絶対に息子は「詐欺」の意味を理解していませんが、ネーミングセンスは抜群でした！（笑）。ちなみに高い勉強代を払ったことに母親は納得し、警察への被害届及び消費者庁への相談はしていません（笑）。

皆様もネット広告の商品には十分ご注意ください。

「AI猫」を購入したときの母親とかけまして、目立たない飛行機と解きます。その心は、どちらも淡い期待（機体）でしょう。ありがとうございました。

